

第6回 中富良野町景観計画策定委員会

議事録（概要）

◎日 時	令和4年12月13日（火）午後6時00分～午後8時00分
◎場 所	中富良野町役場 会議室
◎出席者	策定委員会：大矢委員、細川委員、内田委員、長谷川委員、本間委員、荒木委員、安井委員、畠尾委員、菅委員、遠國委員 事務局：中富良野町企画課 酒井課長、松本係長、筒井係長、 オブザーバー：中富良野町建設水道課 高橋課長補佐 コンサルタント会社：(株)KITABA 窪田、百瀬、松浦、高橋

1. 開会

2. 委員長挨拶

委員長

- ・ 年に1度、旭川大学における景観の講義で自然景観と文化景観の話をしている。
- ・ 8世紀、唐の詩人の杜甫が「春望」という詩で「国破れて山河あり、城春にして草木深し」と読み、戦乱によって都の長安は破壊しつくされたが、大自然の山や河は依然として変わらず、町は春を迎えて、草木が生い茂っている様子を表現した。
- ・ 昨今の報道でウクライナの街並みが破壊される様子を見てみると、街並みや家などの文化的な価値が一気に失われ、守っていくことの難しさを思わされる。
- ・ 中富良野の場合、十勝岳連峰の雄大な山並みは今後も姿を変えることはないだろうが、身近にある町の様子、田園風景は今後変わってしまう可能性がある。
- ・ 人口減少で集落の維持が難しい時代にあって、景観は人がいないと成立しない概念であると改めて感じる。
- ・ 中富良野町景観計画策定委員会も残り2回となり、計画をまとめる段階になっている。景観計画策定はスタートラインであり、今後どのように運用していくかが重要になる。皆さんの忌憚のない意見を期待する。

3. 報告

- ・ 事務局より第5回検討委員会、第3回ワークショップの実施結果概要を報告。

4. 議事

【議案】景観まちづくりの進め方

(1)～(2)

- ・ 参考資料1：景観形成基準および届出対象行為、資料3：景観計画第6章について、事務局より内容について説明。

委員

- ・ (1) 意識醸成の「自発的な取組を促す」における取組の事例に、美瑛町で取り組んでいる景観修景活動を入れても良い。美瑛町では、町民が歩道の柵などの色を景観に馴染む焦茶色に塗って修景している。

委員

- ・ (4) 「伝える」で、ワークショップの意見にもあったが、町民自ら景観資源の魅力を発信していくということが必須だと考える。
- ・ また、既存の中富良野町の Facebook ページに加え、中富良野町の景観に特化したページを作ってはどうか。町が発信した情報を町民がシェアし、拡散され、一般の人からのコメントがあると、景観について考えるきっかけになる。

委員長

- ・ 情報発信に関連して、各自治体のホームページは見やすさやデザイン性に差がある。中富良野町のホームページには、外国語表記のページはあるか。
- ・ 移住希望の外国人が最初にアクセスするのは行政のホームページだと思うが、彼等に対するホスピタリティが欠けていることが多い。中富良野町役場には英語に堪能な職員はいるか。

事務局

- ・ 英語に堪能な職員はいるが、直接ホームページの内容を英訳する業務には携わってはいない。

委員

- ・ ホームページの英訳は、教育委員会の ALT に協力してもらえると良い。

委員

- ・ 景観まちづくりの視点が大事なことは理解する。取組の事例は細かく見ると気になる部分はあるが、書き方は良い。
- ・ 景観まちづくりとあるが、「景観」と「まちづくり」をなぜ一緒にするのか再度確認したい。

委員

- ・ 以前の委員会資料において、計画策定の流れに総合計画など町の計画と連携するとあったため、景観についての様々な現状や取組を他のまちづくりと照らし合わせて議論するイメージを持っていた。
- ・ 景観計画の内容に、町の他の計画の施策と重複する部分もあれば、そうではない部分もある。行政サービスや機能は直接景観に関係ないと考えている。いつの間にか景観まちづくりが主体になり、景観計画そのものの話がどこかに行ってしまうのではないだろうか。

委員長

- ・ まちづくりには経済など様々な視点があるが、景観を切り口としてまちづくりを考える視点もある、という意味合いである。景観だけでまちづくりができるわけではない。

副委員長

- ・ まちづくりはいろんな観点から取組んでいくものだが、その一環として景観の視点からまちづくりに取組むという位置づけだと考えている。

委員

- ・ 「第6期まちづくり総合計画」は10年計画で令和3年度から運用されているが、景観計画はその後に始まるものとなる。景観計画策定委員会の中でまちづくりの話をするのか。まちづくりの中の景観に関するものだけを話し合えば良いのではないか。そこに何故市街地の活性化の話が出てくるのか。

委員

- ・ 「風が吹けば桶屋が儲かる」の話ではないが、景観が良くなることで中富良野が良い町だと言われるようになれば、来訪者が増えて町が活性化する。つまり景観がまちづくりに関わることになる。
- ・ 例えば、市街地の煉瓦倉庫を景観資源として、その活用を図れば、結果的にまちづくりに関わることになる。
- ・ 策定委員会ではあくまでも景観の話だけをすれば良いと思うが、まちづくりにつながる部分がある。

委員

- ・ 景観計画が契機となり、みんなで景観を守り育てていく意識が醸成されることは大事であるから、「意識醸成」「守る」「磨く」「伝える」「つなぐ」の5つの視点は良いと思う。
- ・ 来訪者に素敵だと思ってもらえる景観づくりや景観条例の策定について、町民が参加して協議し続けていくことが大事なことである。
- ・ 景観とまちづくりを一緒にすることが良いのか、それが本当に必要なのか、確認がしたかった。町民が主体となり守っていく意識がないと、中富良野町の景観は守っていけない。

委員

- ・ 景観とまちづくりを組み合わせることは賛成である。
- ・ 来年度に計画ができてすぐ結果が出るわけではなく、景観計画策定は、今後も良好な景観づくりを継続していくためのスタートラインであると思っている。策定委員会は景観協議会にバトンタッチするための、話し合いの場だと思っている。

委員

- ・ (1) 意識醸成に関連して。中富良野町の子どもたちは、近年どこに遠足に行っているのか。景観に対する意識醸成のために、小学校の遠足を必ず中富良野町内ではどうか。
- ・ フラワーパークに行った場合、森林公園などを散策してはどうか。
- ・ 最近、炊事遠足は行われていないようなので、河原で開催することも考えたら良い。
- ・ (3)「磨く」の市街地の項目に、無電柱化の取組を入れてほしい。
- ・ 取組の事例に記載のある、「星を見るためのスポット」を作るのであれば、立って見ていると首が痛くなるので、何らかの工夫が必要である。
- ・ 同項目で、「上富良野八景」のようなビューポイントを選定し、大きくなくても良いので、駐車ができ美しい写真が撮れるスポットを整備してはどうか。
- ・ 建物や工作物の色の統一ができれば良いと思っはいるが、北星山から様々な屋根の色を見て、そこまでの強制力を持って取組むことは難しいと感じた。
- ・ 安全性と見栄えの面から、フラワーパークの人道橋を至急撤去してほしい。横断歩道をつけた方が良い。

事務局

- ・ 遠足の件。低学年はフラワーパーク、高学年は上富良野町の公園に行く。
- ・ 子どもの年代によって歩ける距離や体力に差があるため、歩ける範囲で行くということは考えられる。

委員長

- ・ 本州にある歴史的な町では、昔からその土地にある土で瓦を作って屋根を葺いたため、結果的に統一された美しい街並みが形成された。
- ・ 北海道の屋根は金属素材が多く、好きな色を塗装することが可能なため、屋根の色に統一性を持たせることが難しい。
- ・ 屋根の色を統一しようと試みた本州の町もあるが、結果的に統一できなかった。
- ・ 新しく造成する団地に指定色のルールを設ける場合は、土地の購入者が指定色のあることを前提に購入するので問題になり難いが、既存の家がある場所に指定色のルールを設ける場合は、問題となる可能性がある。

委員

- ・ (2)「守る」に記載のある、林地所有者の特定や森林の適正な管理はなかなか難しいと思われるが、実際に景観計画の中にこのように記載し実践している自治体はあるか。
- ・ 我々で景観協議会を立ち上げ取組む必要があると考えているが、ルールを検討する際のたたき台になるような、他の自治体の事例があれば参考にしたい。
- ・ 森林の伐採については、林地所有者の個人情報絡む部分もあり、なかなか難しいと考えている。

事務局

- ・ 中標津町では森林景観が一気に変わらないように、研究的に民有林を間伐している。ただ、手間がかかり全員ができることではないため、現実的なものになっておらず、それで成功しているという事例は探し切れていない。
- ・ 景観協議会には林業関係者にも入ってもらい、どのような取組みを進めていけるかについて一緒に考えていきたい。
- ・ 森林の伐採に関しては、みんなで大事な場所を共有することができれば、そこを守っていけるような手立てを講じている事例はある。ルール的事例は整理できる。

委員

- ・ 森林伐採のルールがどのような形で景観条例に入るかは分からないが、森林組合は計画的に50年サイクルで伐採をしている。
- ・ 中にはルールを守らない外部の業者もいるが、ある程度は森林組合で把握しており、ルールを無視して1つの山を端から全て伐採していくことはしていない。

事務局

- ・ 森林が適正に管理されていると、結果的に景観が守られる。まずはそれを町民が理解することが大事である。
- ・ 森林組合の目が届かないところで皆伐されてしまった森林を見ると、景観が悪くなったと問題視する町民が出てくるので、森林の適正な管理について理解を深める取組を計画に入れている。
- ・ 森林組合が知らない内に皆伐されてしまわないように土地所有者の特定を進めていると、森林組合へのヒアリングで聞いている。景観計画策定後はそこに景観の視点を加えて進めてもらいたい。

委員

- ・ 伐採よりも心配なのは森林が誰かの手に渡って切り売りされ、海外企業に売却されること。森林組合ではそこまで把握することが難しいため、景観条例の中に森林が海外企業に売られないようにする方策を盛り込めないか。

事務局

- ・ 景観計画の中で制限ができるのは、基準以上の開発を行う場合になる。
- ・ 基準で定められている規模以上の開発を行う場合は、町に届出が必要になるため、景観計画ではそのような開発行為に対して指導やチェックができるようになる。
- ・ 計画内容があまりに不適切な場合には町が是正勧告することができ、ルールとして、開発の際はバッファゾーン※を設け、緑を残しながら開発をする方向に誘導することもできる。

※バッファゾーン：余裕や緩衝帯の意味。

委員

- ・ 景観計画のルールとして、開発行為の規模を考慮しているのか。

事務局

- ・ 本編 p42～43 に記載している通り、3,000 m²以上の開発行為、3,000 m²以上の樹木伐採、1,000 m²以上の土石の堆積をする場合は届出対象行為となる。
- ・ 開発の内容に問題がなければよしとするが、問題がある場合は勧告できる点が、景観計画が唯一持っている効力になる。
- ・ 3,000 m²という数値は北海道の規制よりも厳しく、周辺自治体と合わせた数字としている。計画を運用していく中で、もっと面積を小さくした方が良いと判断された場合は、条例を改正していくことも可能である。

委員

- ・ 届出対象行為に具体的な数値が書いてあるが、例えば、3,000 m²の規模の申請を分割して行えば、基準に抵触しないことになるのではないか。
- ・ そのような事態を防ぐ制限があると良い。土地を小さく分割し、期間を分けて申請した場合、3,000 m²以上の大規模な開発ができてしまう恐れはないか。

委員

- ・ 樹木の伐採は50年がひとつの目安で、50年で伐採する場合は一番儲かる。55年以降は木の値段が下がってしまい持ち主の不利になる。60年たつと木が枯れてしまい巨大な立ち入り禁止エリアを設けることが予想される。伐採の年数や、切らないエリアを指定するのは難しいのではないか。
- ・ 業者としては、面積が10,000 m²の伐採では物足りず、30,000 m²以上の伐採なら請け負ってくれる。1,000 m²で伐採を請け負う業者はまずいない。
- ・ 1反の木を切って出る利益は25万円程度。25万円のために3回に分けて伐採しに来る事業者はまずいない。
- ・ 他の自治体で届出対象行為の数値を見直し、改訂している事例はあるのか。

事務局

- ・ 条例制定後の状況や課題の変化に応じて、数値を見直すなど、条例を改正している自治体はある。

委員

- ・ 樹木を伐採する時には林道を作るなど、色々と費用がかかるため、伐採を数回に分けて行うことは当事者の不利益になる。

委員

- ・ 林班[※]の開発行為よりも、景観計画では届出対象面積をよりきつく設定するイメージか。
※林班（りんぱん）：林業で使われる森林区画の単位。

事務局

- ・ 現在の林班の法律では 10,000 m²以上が届出対象となっているが、景観計画と景観条例では 3,000 m²にすることを考えている。

委員

- ・ 札幌市景観計画を読んだが、景観形成基準のほとんどが努力義務に留まるものだった。そのような基準で、どこまで効力を発揮できるのか。
- ・ 新しい分譲地を作るような場合は良いが、改装や街並みの修景をする場合に「務める」としか書いていないため、奇抜なアイデアを持っている人に対してノーと言えない計画だと感じた。
- ・ 中富良野町景観計画ができた後、既存のものを変更する場合も強制ができず、努力義務に止まるのか。

事務局

- ・ 基本的にお願いベースにはなるが、開発者に届出してもらうことで、景観に対する意識を高めて取り組んでもらうことが期待できるので、ある一定の足かせにはなる。
- ・ あまりにも不適切な計画に関しては勧告することや罰金を課すことができる。

委員

- ・ リフォームの助成金を申請する際など、町から指定色以外では助成金が出せないという形で制限ができるのではないか。

事務局

- ・ 移住施策との兼ね合いなどもあるため、議論が必要になってくる。

委員

- ・ 住宅新築時の補助金で、北方型住宅にすれば補助額が上がるが、条件が厳しいのであればやらないという人も出てくる。そうなると、景観形成が進まないのではないか。

委員長

- ・ 出発点としては当面この数字で運用し、今後話し合いをする中で、変更が必要になれば改変していく。この数値でまずは運用してみてはどうか。

事務局

- ・ p44 のフローの中に、届出対象行為に該当するものに対しては、必要に応じて町との協議や、周辺住民への説明会などを課している自治体もある。
- ・ ニセコ町は周辺住民への説明会で同意が取れないと、開発などの計画を町が受理しない。そういったことを念頭に置いて記載している。
- ・ 庁内で審査することが一般的だが、必要に応じて専門家をまじえた協議会で審査することも想定している。
- ・ 北星山周辺は景観ガイドラインを作ることを今後の取組に入れているが、ガイドラインの策定に関わった人を交えて審査することも想定できる。
- ・ 適合しない場合は勧告・命令、罰則もありうるので、効力はゼロではないと考えている。
- ・ ただ、今あるものに対しての効力は弱く、更新時に効果を発揮するため、町の景観が変わるのには時間がかかってしまう。

委員

- ・ 計画や条例が施行された後の話になるが、品質管理のPDCA（計画、実行、確認、改善）のように、定期的に計画や条例がどう実行されているかを検証する仕組みも是非入れてほしい。計画をさらに改善して、スパイラルアップしていけると良い。

委員

- ・ 地域ごとの景観ガイドラインの検討は大事である。景観について話しやすくなる。

委員

- ・ ガイドラインは条例とは違うものになるのか。ガイドラインの持つ効力はどのくらいか。

事務局

- ・ 景観計画と条例の中で地域ごとにガイドラインの作成を位置付けることで、ガイドラインの内容に沿って条例を改定することはありうる。
- ・ ガイドラインは町民の目標として作る場合が多いが、条例を変えるような事例もある。

委員

- ・ 条例はどちらかというと規制をするイメージだが、ガイドラインは良いもの・推奨するモデルを示すイメージである。

委員長

- ・ 中富良野町には都市計画がないので、建物の新築時は上川総合振興局に建築確認申請を提出する。その際、基本的には、その建物が建築基準法に整合しているかどうか審査される。
- ・ 建築基準法は、許容される最低ラインを示すものである。一方、ガイドラインはこうするともっと良くなるという視点で作られ、建築基準法よりもう少しポジティブなものと考えればよい。

- ・ ガイドラインを地域の推奨例として町民に提示し、納得してもらった上で取組んでもらうと、より住み良い町となる。ガイドラインの基準から外れたものも違法とは言えないが、景観計画やガイドラインはもっと良くなるというプラスのイメージを示すものだ。

委員

- ・ 中富良野町が目指す景観の完成予想図としてビジュアルな資料があれば、文字資料を見なくても町民や来訪者にビジョンが伝わるのではないかと。
- ・ 町民にはビジョンを見せながら説明し、そこから議論を継続していけるのではないかと。

委員長

- ・ ビジョンが描けるのが一番良い。私が関わった「北彩都あさひかわ」では、米国のランドスケープアーキテクトであるウィリアム・ジョンソン氏が完成予想図を描いてくれた。
- ・ 彼は市街地の中に河畔の緑を引き込んで森をつくるような絵を描いた。思い切った発想で、本当にそうになったら素晴らしいと思った。
- ・ 具体的に計画を進める段階で現実的な条件が求められ、森のような駅前にはならなかったが、最初に将来像をビジュアルに示すことは関係者が目標を共有する上で大変効果的なものだった。
- ・ 大規模な開発では様々な事業主体が参画する。各事業主体が1枚の絵を共有することで、ひとつの目標に向けてどう取り組むべきかを考えるきっかけとなる。それがうまく機能し、現在の旭川駅周辺の景観が生まれている。

委員

- ・ ビジョンは「中富良野らしさとは何か」を表すものになる。委員長が言うようなビジョンのイメージを持つことには共感が持てる。
- ・ 中富良野町景観協議会という名前はもっとソフトな名前にして、みんなでより良い景観にしていこうという意思が示せたら良い。

委員長

- ・ 先日、景観ワークショップに参加した際、JR 富良野線で中富良野町まで来た。車窓から雪景色の中、ファーム富田のあたりに緑のレーンのような生垣が見えた。
- ・ 北海道は積雪が多いためか生垣が少ないが、本州各地では敷地境界を生垣で作っている所が多く、良い景観を生んでいる。中富良野町でも生垣を推奨して修景することはできないか。
- ・ 今、私が住んでいる旭川の住宅地には地区計画がかけられていて、住宅の敷地境界に生垣を作ることが推奨されている。
- ・ 地区計画は住宅地を造成する時点でかけられたので、土地を購入した人たちはそれを承知した上で住んでいる。生垣を作ることで景観が良くなるというイメージは共有しているが、生垣の設置は努力義務であるため、現実には生垣を整備している家はあまり多くない。
- ・ 生垣は街並みに統一感を与える効果が高い。景観まちづくりの取組に、住宅の周りを花壇等で修景すると書かれているが、生垣もガイドラインの取組になりうるのではないかと。

- ・ ガイドラインの中にわかりやすい絵があると、自分自身も取組んでみようという人が出てくる。そういった人が連鎖反应的に増えていけば、素晴らしいまちづくりにつながる。

委員

- ・ どのような手法でも、街並みに連続性を持たせたい。農家の法面の芝桜も今はバラバラであるので、それを統一するだけで景観はもっと向上する。

5. その他

事務局

- ・ 次回第7回委員会は、本日議論いただいた第6章に関するご意見や、北海道との協議を踏まえて最終的な議論をする。令和5年1月20日以降に開催したい。

6. 閉会